

## 国際観光都市としての機能整備に関する研究会設置要綱

### (目的)

第1条 愛知県（以下「県」という。）と常滑市（以下「市」という。）は、中部国際空港エリアを中心に、MICE を核とした国際観光都市として魅力ある機能整備のあり方について幅広い視点から研究・検討するため、国際観光都市としての機能整備に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県、市が目指すべき国際観光都市の基本的な考え方
- (2) 国際観光都市を目指すうえで導入すべき機能のイメージ
- (3) その他国際観光都市としての機能整備に関すること

### (構成)

第3条 研究会は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 研究会には、座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 研究会には、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

### (研究会)

第4条 研究会は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、その構成員以外の者を研究会へ出席するよう求めることができる。
- 3 研究会は、愛知県情報公開条例（平成12年3月8日条例19号）第7条に規定する不開示情報を含む事項について検討する場合その他会議が非公開とする必要があると認める場合、非公開とする。

### (事務局)

第5条 研究会の庶務は、県及び市において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項)

(五十音順、敬称略)

所 属 ・ 役 職	氏 名
名古屋学院大学現代社会学部 教授	井澤 知且
中京大学経済学部 客員教授	内田 俊宏
名古屋大学大学院環境学研究科 教授	○黒田 達朗
愛知淑徳大学交流文化学部 教授	林 大策
名城大学人間学部 教授	水尾 衣里
椋山女学園大学生生活科学部 教授	村上 心

○は座長

別表2 (第3条第5項)

常滑商工会議所
---------